

# 企 画 提 案 説 明 書

## 1 業務の目的

林業の担い手の確保に向けて、林業の魅力を発信するため、林業事業者（以下、「事業者」という。）が求職者を対象に実施する就業体験について、林業に興味や就業意思のある求職者（以下「求職者」という。）に対し、WEB 広告等の発信により参加を促進する。

また、事業者に対して、専門家を派遣し、助言等により体験プログラムの充実を図るなど、就業体験の受け入れ体制を強化することを目的として実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

### (2) 業務内容

詳細は、別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

### (3) 履行期限

令和7年(2025年)3月21日(金)

### (4) 発注者

北海道

## 3 契約の方法等

### (1) 契約方法：総合評価一般競争入札

### (2) 委託期間：契約締結の翌日から令和7年(2025年)3月21日(金)までとする。

### (3) その他

ア 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがあります。

イ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

## 4 企画提案書の提出に要求する資格

次のいずれにも該当する者とする。

### (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

### (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この総合評価一般競争入札に参加する者でないこと。

## 5 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加資格審査申請書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出を要請する。

### (1) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係 齊藤

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

011-206-6579（ダイヤルイン） FAX：011-232-1294

### (2) 参加資格審査申請書

提出期限：令和6年(2024年)4月8日（月）午後5時 必着

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）

なお、持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

### (3) 企画提案書

提出期限：令和6年(2024年)4月16日（火）午後5時 必着

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：上記（2）に同じ

### (4) 無効となる参加資格審査申請書または企画提案書

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）

提出された参加資格審査申請書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。

## (6) 落札者等への通知（郵送）

落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、落札者及びその他の参加者に対し通知する。

## 6 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務に係る総合評価審査会を設置し、8に掲げる評価項目について審査・評価を行い、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効とする。

## 7 評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

### (1) 全体評価

#### ア 提案内容の的確性・指示書に対する理解

北海道が提示する指示書の内容を十分に理解しているか。

#### イ 事業に対する理解・知識

事業内容及び目的に対する理解・知識が十分であると読み取れる提案内容となっているか。

### (2) 実施体制・実績

#### ア 業務全体の実施体制・役割等

業務全体の実施にあたって必要な実施体制（人数や役割等）を具体的に明記されているか。

#### イ 同様の業務実績

過去に同様の事業を受注した実績があるか。

### (3) 実施方針

#### ア リスティング広告等を活用したホームページのPR

・指示書の記載内容に適合しているか。（方法、対象、回数、媒体、作成物）

・広告宣伝の方法、回数、媒体、作成物は、道のホームページへのアクセス数の増加につながる効果的な内容となっているか。

#### イ 道のホームページ編集

・指示書の記載内容に適合しているか。

・ホームページのデザインや申込フォーム、就業体験受入事業体を紹介するコンテンツは、就業体験への申込につながるような効果的な内容となっているか。

#### ウ 専門家派遣等による就業体験受入事業体へのサポート及び情報収集

・指示書の記載内容に適合しているか。（専門家の選定、サポート体制、マニュアルの作成、支援方法、支援内容、対象事業体数、専門家の派遣回数、情報収集）

・専門家による事業体に対するサポートは、就業体験の参加者の増加と林業事業体による体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。

・体験受入マニュアルや林業事業体に対する情報収集の項目・手法等は体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。

#### エ 就業体験受入事例集の作成及び普及

・指示書の記載内容に適合しているか。（内容、使用、配布先、配布方法）

・事例集は、林業事業体が理解しやすく、就業体験の受入促進が規定される内容となっているか。

## 8 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

## 9 委託業務の契約締結

原則として、道は、総合評価審査会で決定された最も有利な者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る契約を締結する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、総合評価審査会で審査のうえ、失格とする。

失格要件は次のとおり。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

## 10 契約書及び委託業務処理要領

別紙「契約書」及び「委託業務処理要領」を参照のこと。

## 11 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

なお、契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

## 12 その他

- (1) 企画提案書提出要請の通知受理後に、総合評価一般競争入札の不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。
- (2) 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (3) 提出期限後以降における参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加資格審査申請書は企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は選定以外に、提出者に無断で使用しない。
- (6) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。